

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和五年九月十九日から令和六年一月十九日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和五年九月十九日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イズミヤショッピングセンター広陵店  
所在地 北葛城郡広陵町大字安部二一五番三

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前）名称（仮称）イズミヤスーパーセンター広陵店

所在地 北葛城郡広陵町大字安部二一五番三

（変更後）名称 イズミヤショッピングセンター広陵店

所在地 北葛城郡広陵町大字安部二一五番三

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあては代表者の氏名

（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
イズミヤ株式会社	大阪市西成区花園町一丁目四番四号	林 紀男
未定		

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エイチ・ツー・オー商業開発	大阪市西成区花園町一丁目四番四号	今井 康博
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪市北区角田町八番七号	林 克弘
株式会社オー・エンターテイメント	大阪市中央区西心斎橋二丁目二番三号	野村 康隆
株式会社CFIZ	大阪市中央区南船場二丁目七番三〇号	中山 和亮
株式会社ジエイランド	堺市中区深井沢町三二三一番地	越前 尚史
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目三八番地	河合 映治
株式会社トミヤ	大阪府門真市柳田町二番五号	富 一人
株式会社バリミキ	東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号	澤田 将広
株式会社フローリストラン	北葛城郡王寺町明神四丁目一番二四	時岡 功二
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号	塚本 厚志

株式会社不二家	東京都文京区大塚二丁目一五番六号	河村 宣行
マルシエ広陵株式会社	北葛城郡広陵町大字安部二三四番地	堀川 李延

三 変更年月日

令和五年六月六日ほか

四 届出年月日

令和五年九月四日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年九月十九日から令和六年一月十九日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県の条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで